

関係機関等連絡調整会議運営訓練資料

令和 6 年 1 月

内閣官房・消防庁・沖縄県・先島 5 市町村

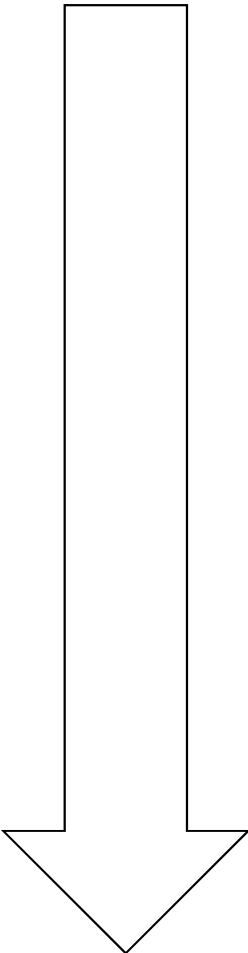
第X + 1 回関係機関等連絡調整会議

会 次 第

令和6年1月30日（火）
13時10分から14時55分まで
沖縄県庁5階危機管理センター

- 1 国の避難措置の指示（案）の概要
- 2 沖縄県の避難の指示（案）の概要
- 3 先島諸島市町村の避難実施要領（案）の概要
 - (1) 与那国町
 - (2) 石垣市
 - (3) 竹富町
 - (4) 多良間村
 - (5) 宮古島市
- 4 その他

仮 定 状 況 （ 訓 練 用 ）



X年■月、我が国周辺の情勢悪化。あらゆる外交努力を尽くすも関係は悪化の一途をたどり、国連等が介入するも関係は改善されず。

1月某日、日本への影響を現時点で見通すことは困難であるが、万一の事態に備え、国は事前に関係する各地方公共団体（沖縄県含む）及び指定公共機関等の関係機関と接触を開始。

政府は、武力攻撃予測事態の認定に至るかは不明だが、先島諸島の住民を県外へ避難させる可能性もあると判断し、引き続き武力紛争を回避すべく外交努力を継続する一方、沖縄県に、事前の連携体制の構築等を依頼。

1月某日、県は、沖縄県危機管理対策本部を設置し、先島諸島市町村及び関係機関と避難に関する各種調整を開始。

※国民保護に係る連携等について訓練するための仮定の想定であり、
特定の事態を想定したものではない。
また、政府の対応の流れも実際には事態によって一様でない。

避難措置の指示（案）の概要

訓練用

沖縄県全域を要避難地域として、特に、先島諸島5市町村の住民等約12万人を、九州各県及び山口県で受け入れることを基本として避難を検討。また、避難の交通手段は公共交通機関を主体として、努めて早期に住民の避難が完了するよう検討。

避難措置の指示（案）

- ①沖縄県全域を要避難地域とする。
- ②先島諸島5市町村は島外（県外）避難、その他県内市町村は屋内避難
- ③避難先地域は、九州各県及び山口県

先島諸島の市町村の人口

郡	市町村名	人口(人)
宮古・八重山	宮古島市	55,577
	石垣市	49,848
	竹富町	4,300
	与那国町	1,697
	多良間村	1,103
計		112,525

(出典)
令和3年1月1日現在住民基本台帳人口

このほか、約1万人の入域者が島外避難が必要な地域に滞在と想定

要避難地域

屋内避難

島外避難

先島諸島

八重山地域

与那国町
人口:1,697人

竹富町
人口:4,300人

石垣市
人口:49,848人

与那国島

鳩間島
西表島
小浜島
石垣島
竹富島
黒島
波照間島

水納島

多良間島

・大神島

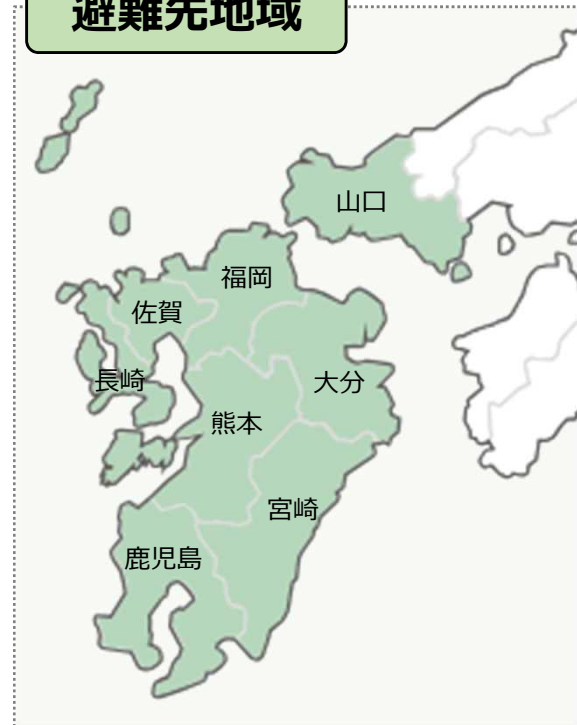
宮古島

多良間村
人口:1,103人

宮古島市
人口:55,577人

宮古地域

避難先地域



武力攻撃のおそれのない安全が確保されると想定される地域

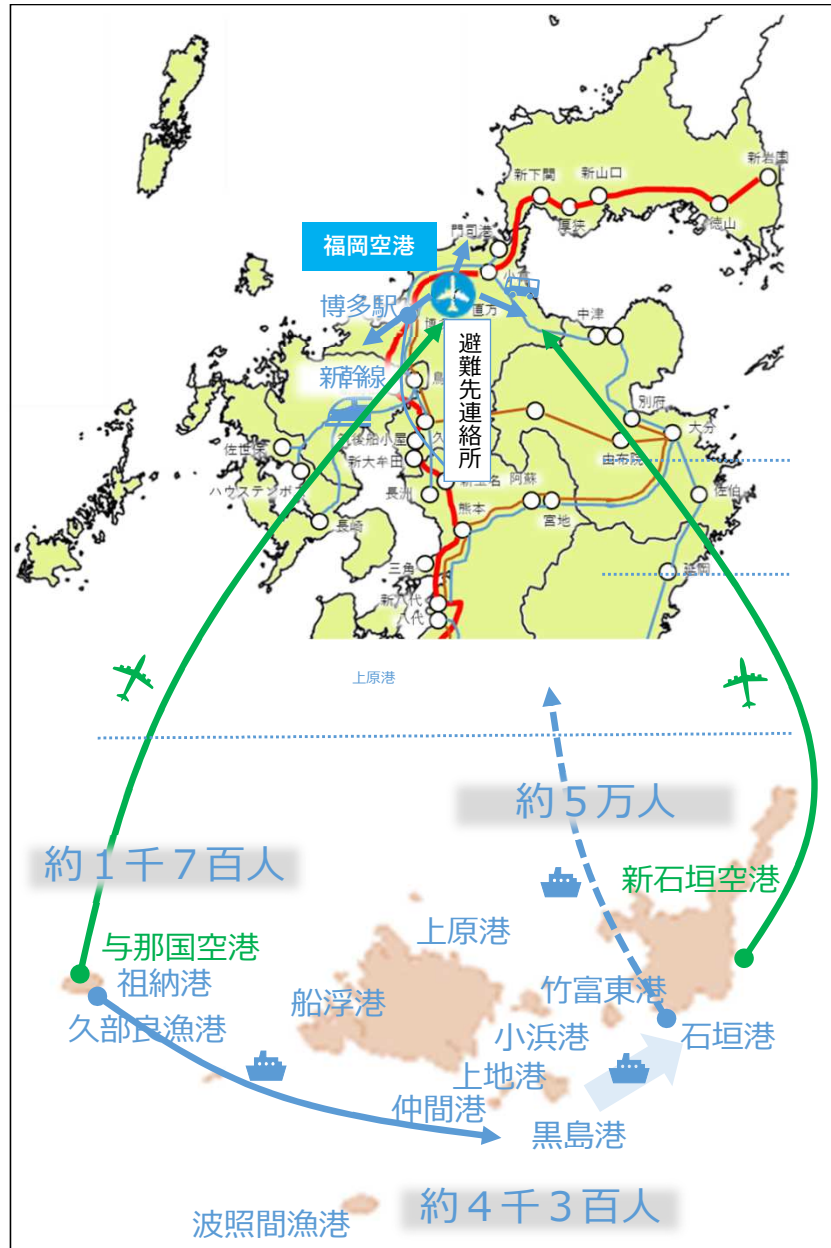
九州各県及び山口県

※九州・山口9県は武力攻撃災害等時の相互応援協定あり

※現時点においては、要避難地域を含む全ての地域で安全が確保されている。
※本指示（案）の概要は、今後沖縄県内の住民避難に係る要領等を具体化するための前提であり、特定の事態を想定したものではない。

県の避難の指示（案：八重山地域）の概要

訓練用



1 要避難地域（島外避難）

石垣市 竹富町 与那国町 （全住民対象）

2 避難先地域

九州各県及び山口県

3 主要な避難の経路・避難のための交通手段

- ・島内は石垣市、竹富町及び与那国町の避難実施要領による

- ・島外避難について、航空機・フェリー

【空路】

- ①与那国空港～福岡空港

- ②新石垣空港～福岡空港～避難先連絡所～博多駅～

- 各駅～主要国道・県道～避難先自治体

【海路】

- ①祖納港・久部良漁港～石垣港～空路②又は海路③

- ②竹富東港・小浜港・黒島港・上地港・仲間港・上原港・波照間漁港・船浮港～石垣港～空路②又は海路③

- ③石垣港～平良港～那覇港～鹿児島港（調整中）

4 住民避難に関して関係機関が講ずべき措置の概要

- ・市町村による避難実施要領案の作成等

- ・県警察本部による交通規制等（国の措置事項を確認中）

- ・自衛隊、海上保安庁による救援等（国の措置事項を確認中）

※その他の措置について国の措置事項を確認中

5 避難の時期等

- ・避難開始時期：事態認定後、直ちに開始できるよう準備

- ・避難完了時期：努めて早期に完了

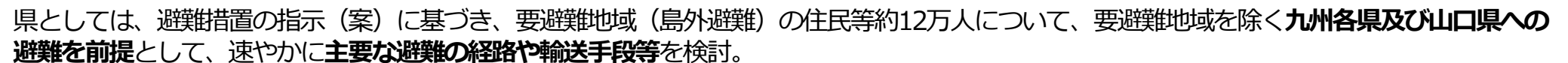
6 輸送力の検討状況

輸送力の検討状況等は次頁以降

7 要配慮者の検討状況

要配慮者の検討状況等は次頁以降

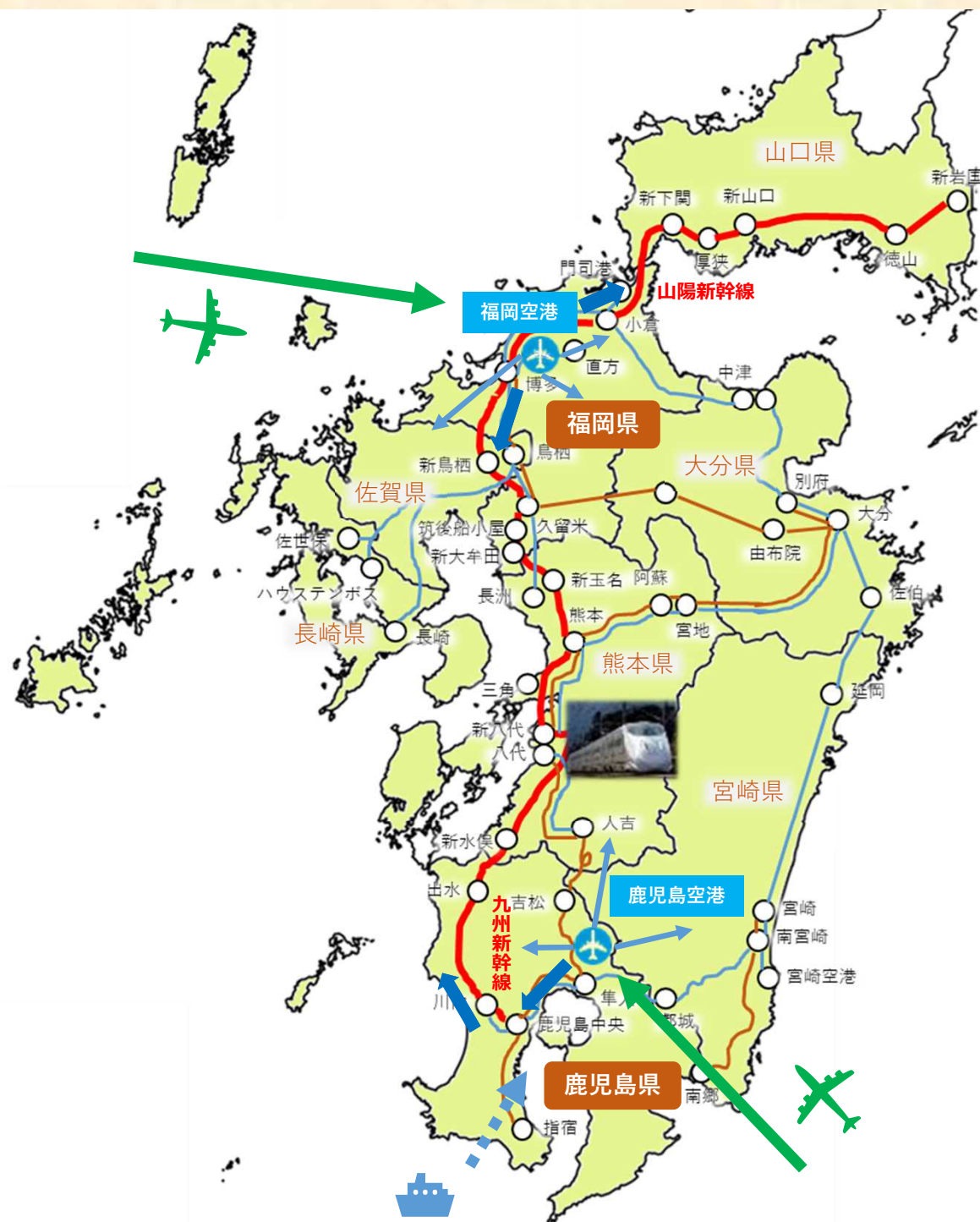
県としては、避難措置の指示（案）に基づき、要避難地域（島外避難）の住民等約12万人について、要避難地域を除く九州各県及び山口県への避難を前提として、速やかに主要な避難の経路や輸送手段等を検討。



- 6

主要な避難経路（避難先地域）の考え方

訓練用



1 避難先地域の拠点空港（案）

空港の平素の利用人数、各県の受入れ可能性、さらには受入県を広げる場合の移動を考慮して、福岡空港及び鹿児島空港での受入れを想定し、国、航空会社等と調整中

2 避難先地域の拠点港（案）

鹿児島港での受入れを想定し、近海区域を航行可能な船舶の確保に向け、国等と調整中

3 陸路経路（案）

空港受入れ後は、バス等で避難先連絡所(仮称)へ移動、避難先等を確認する。

その後、バスで直接避難先又は、新幹線等で九州各県及び山口県の避難先へ移動する。

※ 避難先地域の県及び市町村との空港受入れ後の避難・救援の具体的実施方法については、今後、連携要領等も含めて具体化

1 島外避難のための交通手段の調整

(1) 航空輸送力及びその実行性の確保

ア 民間航空輸送力の確保

- ・ スポット計画の実行性向上のための調整
- ・ 指定公共機関等との調整会議（基本的な考え方の整理、スポットごとの役割分担など）

イ 円滑な避難誘導のための体制整備

- ・ 保安検査体制の強化
- ・ 空港内の避難誘導要領や（自治体と航空会社等の）関係者間の連携要領の具体化
- ・ 空港到着前の事前住民登録に関する要領等の具体化（手荷物基準の検討）

(2) 船舶輸送力の確保

ア 住民避難に関する船舶の役割の整理

- ・ 市町村における避難の考え方等を踏まえた船舶の役割の具体化
（航空機では避難できない要配慮者、ペット同伴者等の避難）

イ 近海区域（沖縄本島-宮古島間）を航行できる船舶の確保に向けた調整

- ・ 民間、公船問わず、あらゆる候補船の洗い出し
（指定（地方）公共機関、クルーズ客船、貨物船、公船、海上保安庁、自衛隊PFI船等）

ウ 臨時旅客定員の増加検討のボトルネック解消に向けた調整

- ・ 課題の整理（費用負担の問題・人的（乗組員）の課題）及び各課題解決に向けた今後の調整の方向性

2 要配慮者の避難について

(1) 市町村ごとの人数把握（避難に配慮を要する方に対する行政支援の需要の把握）

- ・ 在宅の方（高齢者、要介護者、障害者、継続医療が必要な方（在宅酸素、腹膜透析）など）
- ・ 入所の方（社会福祉施設、医療機関等、重担送・担送・護送・独歩の別など）

(2) 搬送先調整要領の案出

- ・ 要配慮者の広域避難に関する調整の流れを整理・具体化

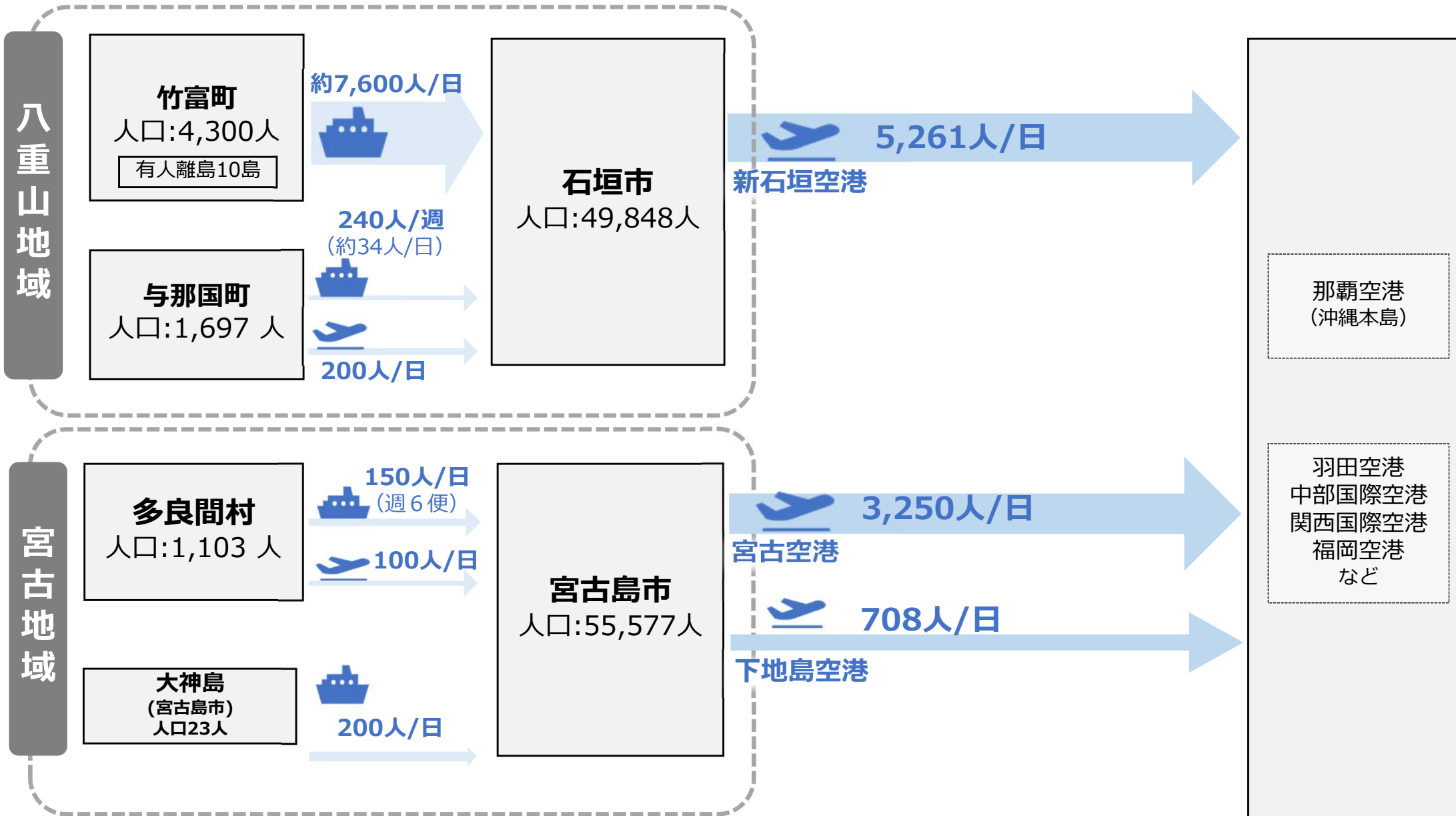
(3) 具体的な対応の流れや避難誘導要領案の案出

- ・ 医療機関、社会福祉施設における避難の流れ
- ・ 在宅酸素患者、在宅腹膜透析患者の搬送要領

1 島外避難のための交通手段の調整

平素の輸送力の概数（R 5 年 2 月県調べ）

訓練用



※人口は、住民基本台帳人口（令和3年1月1日現在）
 ※本イメージは平素の輸送力の概要の一例であり、時期によって変動するものである。
 ※要配慮者の避難等は、上記以外の方法も含め、一般の避難者とは別に検討が必要である。

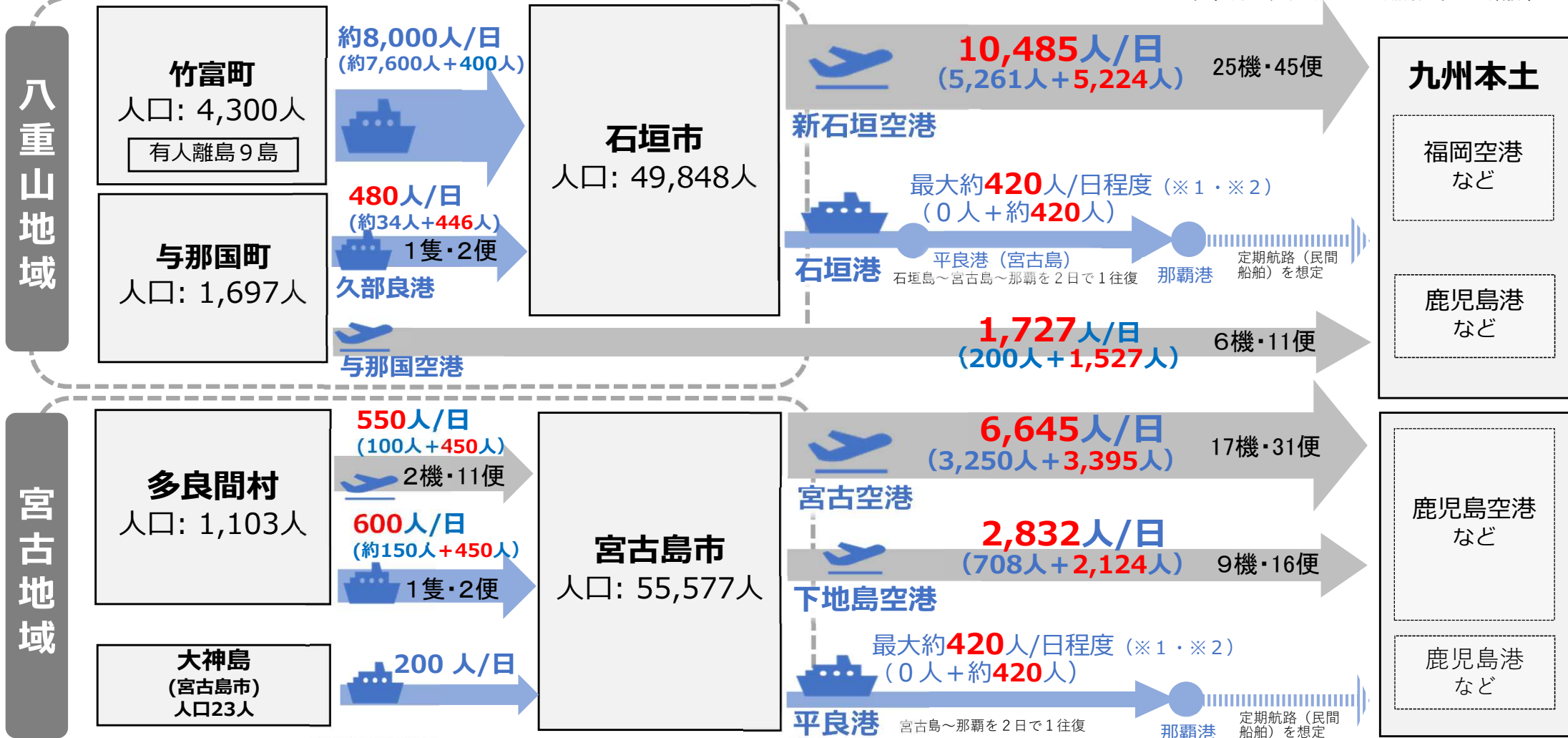
各地域からの1日あたり輸送力
 八重山地域：5,261人/日
 宮古地域：3,958人/日

輸送力の確保（令和6年1月の確保イメージ）

訓練用

- 輸送力の最大化について、各空港の駐機スポットの最大限の活用や船舶の臨時定員の調整等により、平時の2倍を超える**1日約2万人の島外輸送力を確保**できる見込み。
（約12万人の住民等は、単純計算で**6日程度で九州へ避難する輸送力が確保**できる見込み。）
- 特に船舶に関し、いわゆる沖-宮海峡を航行可能な具体的な船舶の確保について、今後要調整。

赤字は、確保可能な1日あたりの域外輸送力（人数）
（ ）内は平時の輸送力+増加数（すべて概数）



※1 候補アセット：民間チャーター船1隻(定員185名)、NPO保有船1隻(40名)、県実習船1隻(70名)、自衛隊PFI船2隻(各500名)、海保巡視船2隻(各200名)
 ※2 自衛隊のPFI船及び海保アセットの確保可能性は事案対処の状況による ※3 各種調整数値は、今後、変動する可能性がある

（１） 航空輸送力及びその実行性の確保

1 前回会議までの調整状況

ア 輸送力の最大化

- ・ 検討条件の精査
- ・ 各空港のスポットを最大限運用した場合の輸送力を案出
(保安検査及びグランドハンドリング体制等の制約条件は考慮していない)

イ 連携体制の確認

- ・ 関係機関の洗い出し
- ・ オペレーションの流れの案出

2 前回会議以降の調整内容

ア 民間航空輸送力の確保

- ・ スポット運用案の実行性向上のための継続調整
(大型機の運用、保安検査及びグランドハンドリング体制等の制約条件を考慮)
- ・ 指定公共機関等との調整会議 (基本的な考え方の整理、スポットごとの役割分担など)

イ 円滑な避難誘導のための体制整備

- ・ 保安検査体制の強化
- ・ 空港内の避難誘導要領や (自治体と航空会社等の) 関係者間の連携要領の具体化
- ・ 空港到着前の事前住民登録に関する要領等の具体化 (手荷物基準の検討)

1 航空機運用に当たっての安全は確保

2 避難元空港の通常の運用時間の範囲を基本とし実施

- ▶新石垣空港：8：00～21：00
 - ▶宮古空港：8：00～21：00
 - ▶下地島空港：8：00～19：30
 - ▶多良間空港：8：00～18：00
 - ▶与那国空港：8：00～19：30
- } ※地元ニーズを踏まえ、運用時間を超えて先行的に調整

※受入側空港の運用時間は今回の検討・意見交換では検討対象外（考慮しない）

3 可能な限り迅速かつ円滑な避難を主眼とした運用

- ▶輸送時の安全に最大限配慮しつつ、許認可や手続等の簡素化、法令等の弾力的運用に配慮

【具体例】

空港の運用上、大型ジェットの離着陸に関して制限がかかる場合があるが、避難の間は無制限とする。 など

- ▶避難元空港へ到着する入域者・貨物はないものと仮定して検討

4 搭乗までの住民等の避難誘導要領は各市町村が主体となって計画

- ▶各エアライン等は、各市町村と連携して手続や保安検査等を実施
- ▶預入荷物なし、バッグ1個を基本

5 特定公共施設利用法に基づく飛行場施設（福岡、鹿児島、宮古、下地島、新石垣、多良間、与那国）は国民保護措置に優先利用

- ▶当該空港は国民保護措置を実施する間、定期便は原則として欠航

民間航空輸送力の確保：空港スポット別役割分担の整理

訓練用

- 各エアラインの機材の役割分担については、各空港のスポット単位とする。
- 各空港のスポットごとのエアラインの役割分担は以下のとおり。

項目	新石垣空港							宮古空港					下地島空港				多良間 空港	与那国 空港
スポット番号	2	5	6	7	8	9	10	1	2	3	5	6	1	2	3	5～7	-	-
P B Bの有無	×	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○	×	×	×	×	×	×
機種	予 備 ス ポ ッ ト	B738	B788	B738	B788	B738	予 備 ス ポ ッ ト	予 備 ス ポ ッ ト	DHC8	B738	B788	B738	B738	B738	B738	予 備 ス ポ ッ ト	DHC8	B738
																		
																		
分担案		ANA SNJ	ANA	JTA JAL	ANA	JTA JAL			RAC	JTA JAL	ANA	ANA	SKY	SKY	SKY		RAC	JTA
搭乗人数/便		165	335	165	335	165			50	165	335	165	177	177	177		50	157
便数		9	9	9	9	9			11	11	9	11	5	6	5		11	11
必要機体数	5	5	5	5	5	4	6	5	6	3	3	3	2	6				
避難可能人数/日	1,485	3,015	1,485	3,015	1,485	(550)	1,815	3,015	1,815	885	1,062	885	(550)	1,727				
	10,485							6,645					2,832				-	1,727
	21,689																	

※1 PBB：パッセンジャー・ボーディング・ブリッジ（ターミナルビルから旅客機に搭乗するための設備、搭乗橋）

※2 写真出典：航空各社ホームページ

※3 多良間－宮古空港間用に2機（住民避難）、宮古－那覇間用に2機（乗務員入替等）、宮古空港の受入人員なので避難人員としては計上しない。

※4 上記機種の選定については、現状の各空港設備等の制約条件下において、就航実績のある機種のうち座席数がより多い機種を各エアラインが選択。

- 航空機による避難のオペレーションの円滑化の観点から **5市町村で持込荷物のバッグは100席未満の場合のサイズ（3辺の和が100cm以内）で統一**
- 長期避難に必要な荷物は別送する方向で別途検討

機内持ち込み手荷物のサイズとルール

重量

お一人様10kg以内まで
身の回り品を含めた総重量

（身の回り品とはハンドバッグ、カメラ、傘など、座席下に収納できる程度のサイズのものです。）

サイズ

100席以上の場合

3辺（縦・横・高さ）の和が115cm以内
かつ3辺それぞれの長さが

（55cm × 40cm × 25cm以内）※

100席未満の場合

3辺（縦・横・高さ）の和が100cm以内
かつ3辺それぞれの長さが

（45cm × 35cm × 20cm以内）※

※キャスターやハンドルの長さも含みます

個数

お一人様手荷物1個と身の回り品1個まで

機種の座席数 ※赤字は訓練検討に関係する機体

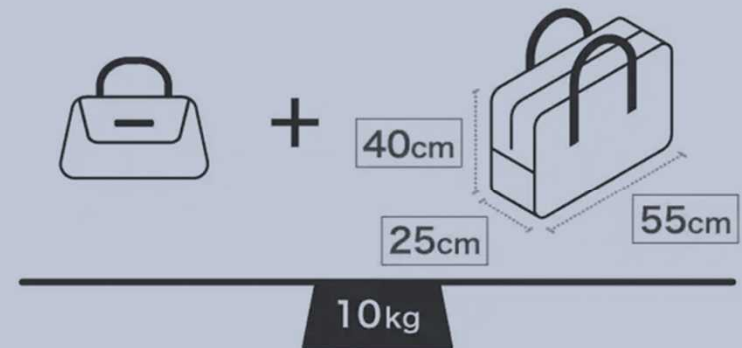
100席以上
B777-300 / B777-200 / B787-10 / B787-9 / **B787-8** / B767-300 / A321 / A320 / **B737-800**

100席未満
DHC8-Q400 / DHC8-Q200 / CRJ700 / ATR42-600 / ATR72-600

100席以上の場合

身の回り品

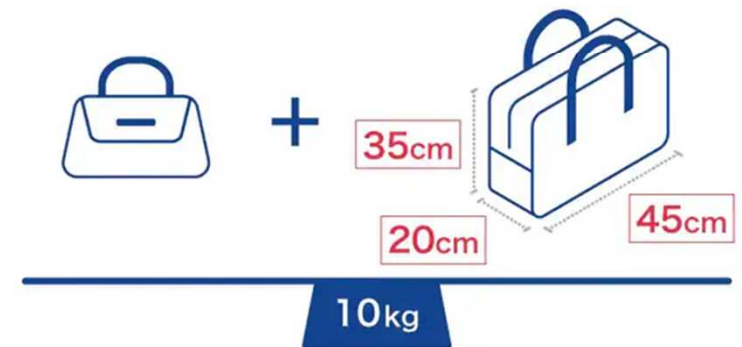
手荷物



100席未満の場合

身の回り品

手荷物



出典：ANAホームページより作成
<https://www.ana.co.jp/ja/jp/guide/boarding-procedures/baggage/international/carry-rule/>

各空港の保安検査体制の強化方策（案）

訓練用

- 避難のための増便へ対応するためには、保安検査レーンの増設が必要（1レーン当たり150人/h）
- 新石垣空港、宮古空港では2レーン、下地島空港では1レーンの増設見込み（下表参照）
- 多良間空港では増設不要、与那国空港では予備的に1レーンの増設を調整中

【関係機関から聴取した事項】

- 機器に関して、検査機器の増設・移動の際、移設先の床面強度や壁面クリアランスの確認、移設後のメンテナンス会社による動作確認が必要
- 保安要員に関して、検査を担う警備会社は、指定（地方）公共機関ではなく、個別の調整が必要
- 避難誘導に関して、空港内で避難住民が搭乗するまでの動線、誘導要領を整理する必要あり

項目	新石垣空港	宮古空港	下地島空港
既存検査レーン数	国内：4レーン、国際：1レーン 合計：5レーン	国内：3レーン、国際：0レーン 合計：3レーン	国内：2レーン、国際：1レーン 合計：3レーン
増設検査レーン数	1階到着口：2レーン 貨物ビル：1レーン（予備）	空港内：2レーン	1階国際線到着口：1レーン
最大検査レーン数	8レーン	5レーン	3レーン
増設・移動検査装置（案）	【門型金属探知機】 税関：2台 【X線検査装置】 JTA・ANA X線検査装置各1台 計2台 貨物ビル内RA事業者 1台	【門型金属探知機】 なし 【X線検査装置】 JTA/ANA X線検査装置各1台 計2台 貨物ビル内RA事業者 1台沖縄ヤマト	【門型金属探知機】 税関：1台 【X線検査装置】 税関：1台 (国際線到着口～逆流)
島内X線検査装置所有者	八重山郵便局：1台	クルーズ船ターミナルCIQ：1台 日本郵便：1台	
島内携帯型金属探知機所有者	島内警察：0台	クルーズ船ターミナルCIQ：1台 島内警察：0台(県警本部3台貸出可)	

【新石垣空港】避難時の保安検査体制強化の方策（案）

訓練用

現状の課題

新たに案出したスポット計画案では、1時間あたり1,000人程度の搭乗人員が見込まれるため、保安検査体制の拡充が必要

市内の各集合場所

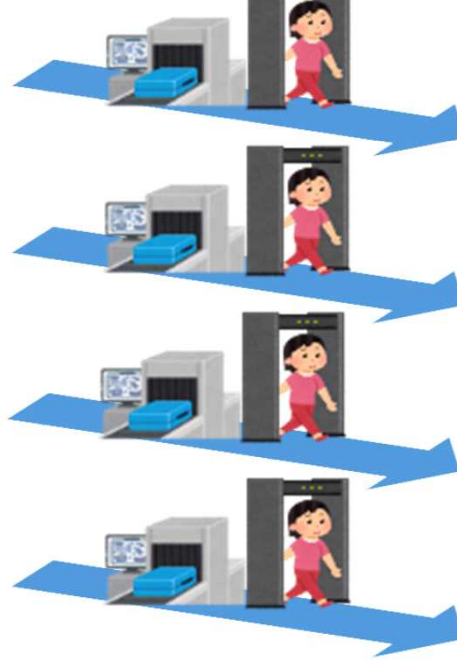


《体制強化の概要》

- ①平素使われていない国際線の保安検査場所の活用
→1レーン分確保
- ②到着ロビーから手荷物受取所に至る扉付近に臨時の保安検査場所を設置
→2レーン分確保
- ③上記のバックアッププランとして、貨物区画のX線装置の活用も検討（門型金属探知機は警察等から借用）
→1レーン分確保

平素の体制

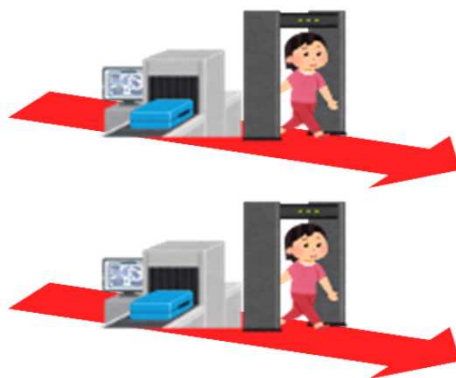
X線透過検査装置 門型金属探知機



国際線の既存検査1レーン



増設検査2レーン



避難時の体制強化

体制強化方策案

保安検査場所を3箇所増やすことで通常の1.7倍以上の人員(1,000人/h超)の検査が可能

※1箇所あたり1時間に約150人を検査可能

《通常の体制》

4レーン×約150人＝約600人

《体制強化時》

(4 + 3) レーン×約150人＝1,050人

避難先空港



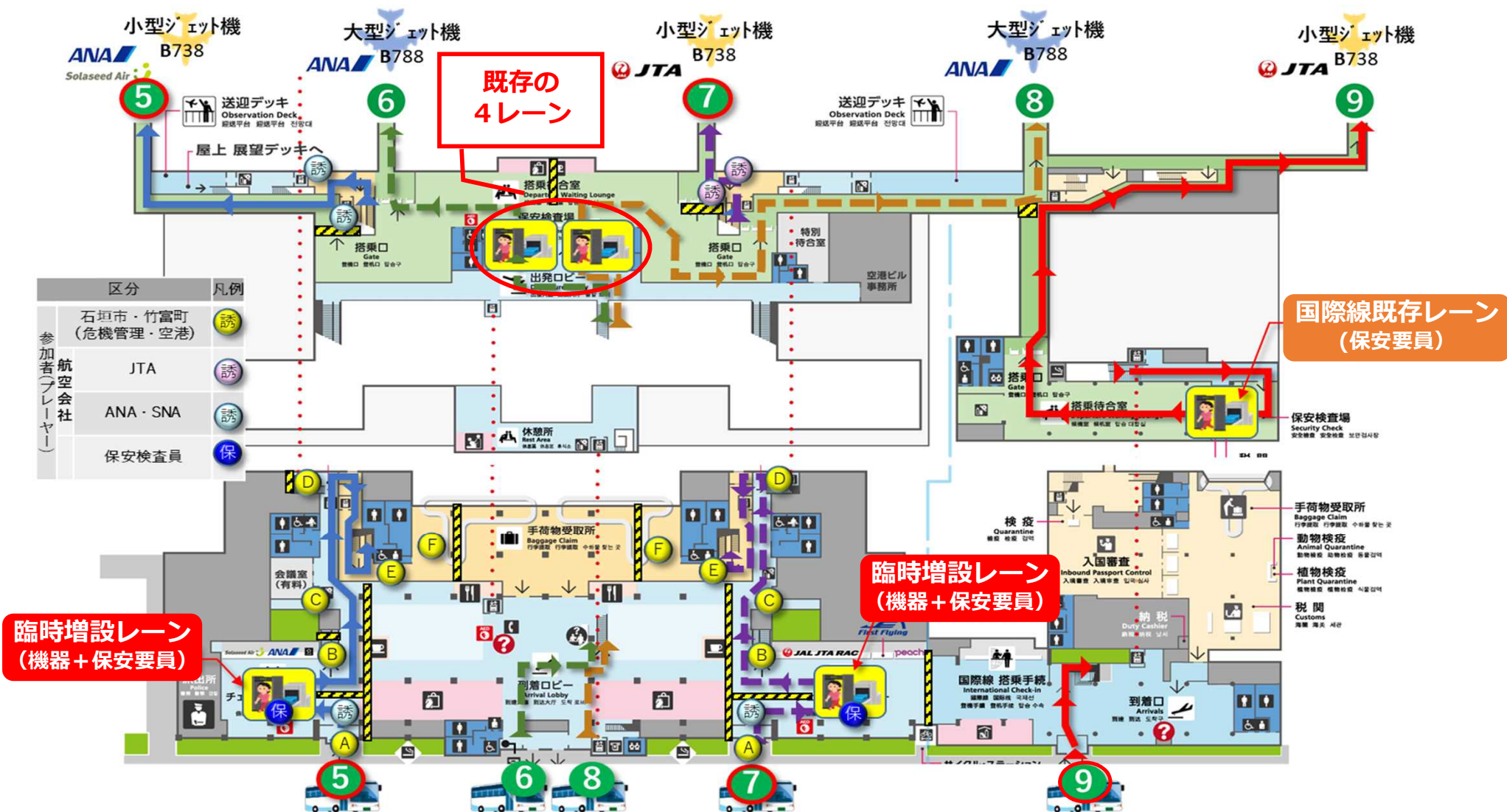
今後の課題

- 検査人員（ソフト面）の確保
→応援体制等の検討 など
- 誘導体制の確立
- 機器の臨時設置（移動）に伴う課題等の抽出及び対応

新石垣空港における避難誘導要領の調整状況

訓練用

- 大型機に搭乗する⑥、⑧スポットは、既存の保安検査レーン4レーンを使用。動線も平素と同じ。
- 小型機に搭乗する⑤、⑦、⑨スポットは、臨時レーンを使用。動線が平素と異なるため、事前に実行性を確認しておく必要がある。定員165名の搭乗には、保安検査を一人当たり25秒で通過しても70分程度要する。
- 搭乗前の滞留場所等についても工夫が必要。
- 空港到着前の住民確認所等での事前の手荷物の確認が重要（市町で検証実施）



(2) 船舶輸送力の確保

1 前回会議までの調整状況

ア 船舶輸送力の最大化

- ・ 宮古・八重山圏域内の定期航路の臨時旅客定員を増やす方法の検討
（計算上の定員確保の概算、必要となる救命設備等の確認）
- ・ 不定期航路事業者（壱岐・対馬フェリー「みかさ」）の協力

イ 連携体制の確認

- ・ 関係機関の洗い出し
- ・ オペレーションの流れの案出

2 前回会議以降の調整内容

ア 住民避難に関する船舶の役割の整理

- ・ 市町村における避難の考え方等を踏まえた船舶の役割の具体化
（航空機では避難できない要配慮者、ペット同伴者等の避難）

イ 近海区域（沖縄本島-宮古島間）を航行できる船舶の確保に向けた調整

- ・ 民間、公船問わず、あらゆる候補船の洗い出し
（指定（地方）公共機関、クルーズ客船、貨物船、公船、海上保安庁、自衛隊PFI船等）

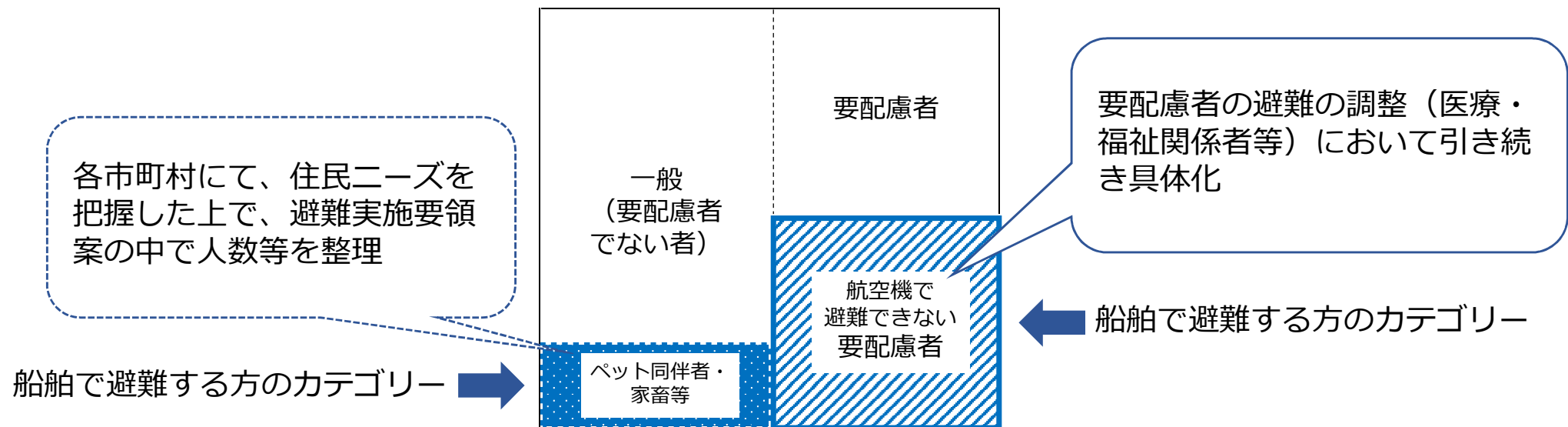
ウ 臨時旅客定員の増加検討のボトルネック解消に向けた調整

- ・ 課題の整理（費用負担の問題・人的（乗組員）の課題）及び各課題解決に向けた今後の調整の方向性

基本的な考え方

- 航空輸送力の調整状況や与那国町、多良間村における避難の考え方等を踏まえ、航空機による避難を基本とする。
- 船舶は、航空機輸送力の補足的な輸送力と位置づけ
 - ・ 要配慮者の方のうち、一般の方と同様に航空機に搭乗できる方は航空機による避難とし、そうでない方は船舶による避難とする。
 - ・ 一般の方であっても、ペットと同伴で避難するような航空機で避難できない方なども、船舶による避難とする。

避難住民手段のイメージ



※現時点の案であり、今後の調整に応じて柔軟に対応

先島諸島の船舶輸送力の全体像イメージ

訓練用

＜福山海運＞
フェリーよなくに



＜壱岐・対馬フェリー＞
みかさ



＜ピースウィンズジャパン＞
Power of Change

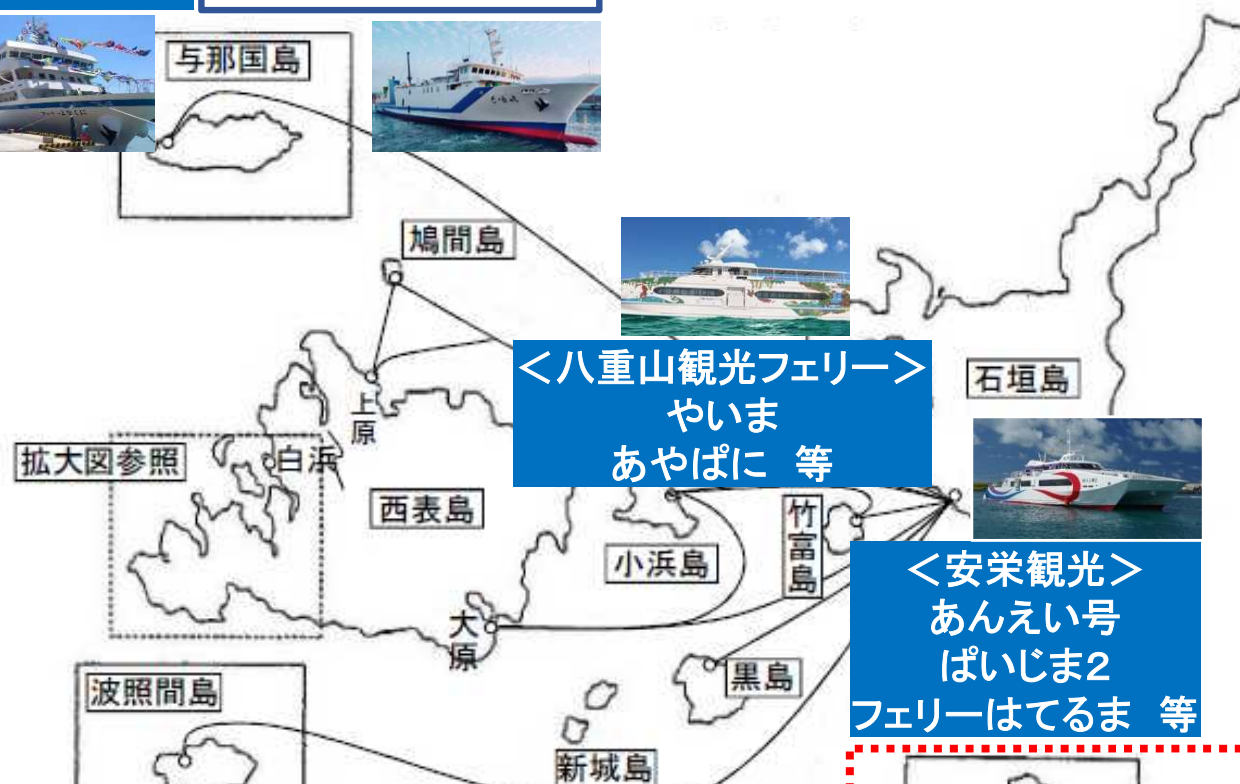
＜壱岐・対馬フェリー＞
みかさ

自衛隊PFI船

海上保安庁巡視船

県実習船「海邦丸」

県外へ



＜船浮海運＞
ふなうきまる



＜安栄観光＞
あんえい号
ぱいじま2
フェリーはてるま 等



多良間海運
「フェリーたらま」



＜大神海運＞
ウカンかりゆす



※沖縄総合事務局運輸部「運輸要覧」に加筆等
※船舶画像は各船舶事業者ホームページから引用

宮古、八重山圏域内の船舶輸送力の確保の調整

訓練用

- 与那国-石垣間は、定期航路の臨時旅客定員増の調整及び壱岐・対馬フェリーによる応援調整
- 多良間-宮古間は、定期航路の臨時旅客定員増の調整
- 上記以外の竹富町各島-石垣間、船浮-白浜、島尻漁港（大神-島尻）は、既存定期航路のダイヤ調整等に対応
- 天候や要配慮者の症状等、航空機での避難に問題が発生した場合のバックアップとして継続調整

	フェリーよなくに	みかさ	フェリーたらまIII
船名			
社名	合資会社福山海運 (沖縄県の指定地方公共機関)	壱岐・対馬フェリー株式会社 (福岡県・長崎県指定地方公共機関)	合資会社多良間海運 (沖縄県の指定地方公共機関)
概要 (通常)	区 間 石垣港⇄久部良港 運行時間 約4時間 総トン数 753トン 載貨重量 約350トン 全 長 約68m 幅 12.8m 搭乗人員 旅客120名(最大) 乗組定員 10名 通常運航 2便/週	区 間 ー 運行時間 約4時間 総トン数 772トン 載貨重量 240トン 全 長 約77.80m 幅 12.50m 搭乗人員 旅客185名(近海仕様:最大) 乗組定員 10名 通常運航 ー	区 間 平良港⇄前泊港/普天間港 運行時間 約2時間 総トン数 約499トン 載貨重量 267.15トン 全 長 68.60m 幅 11.8m 搭乗人員 旅客150名(最大) 乗組定員 10名 通常運航 1便/日
増臨時 やす定員 方法を	・避難住民が車両積載スペースに乗船 (車両積載なし) 車両積載甲板240㎡	・避難住民が車両積載スペースに乗船 (車両積載なし) 車両積載甲板180㎡ ・乗員スペースに定員を超える人員が乗船	・避難住民が車両積載スペースに乗船 (車両積載なし) 車両積載甲板240㎡
運航案	区 間 石垣港⇄久部良港 臨時定員案 240名(+車両甲板120名) 臨時運航 2便/日	区 間 石垣港⇄祖納港 臨時定員案 370名 ※沿海仕様で座席70名増+車両甲板150名 臨時運航 2便/日	区 間 平良港⇄前泊港/普天間港 臨時定員案 300名(+車両甲板150名) 臨時運航 2便/日
その他		・長崎県及び福岡県の指定地方公共機関 ・与那国-石垣間の定期運航なし	・定員+100名(計250名)の復原性計算済み ※+100名はデッキ席分

○費用負担に関して

- ①構造上の実現性確認のための設計費用、②救命浮器等の購入費用、③救命浮器の継続検査費用等の負担の主体や支援のあり方如何

○人員（乗組員）の確保に関して

- ①臨時定員増に関し船舶事業者のみならず乗組員や関係団体の理解促進が必要
- ②有資格者の確保等への対応

費用負担の方向性

国土交通省海事局内航課から、現時点ではどこまでの臨時定員とするか調整中と認識しているが、具体的に船舶事業者が機器の購入費用やそれを維持するための検査費用が発生することになる場合、地元協議会を経て運営費等補助金の欠損見込額に計上頂ければ、当該補助金の対象となり得る旨の見解のもとに、当該補助金を活用する方向で、引き続き調整

人員（乗組員）の確保の方向性

国民保護措置において、平時の定期航路以外の運行を求める場合、船舶事業者から「乗組員、そして船員組合（全日本海員組合）の理解を得る必要がある。」との意見があり、国による、関係団体への働きかけが必要になると考えられる。

また、臨時定員を増やして運航する場合に必要な乗組員の確保についても要調整

近海区域（沖縄本島-宮古島間）を航行できる船舶の確保

訓練用

- 現在、沖縄本島と宮古島の間海域は、沿海区域（右図の濃い青色海域）でつながっていない。



- また、沖縄本島-平良港（宮古島）間、沖縄本島-石垣港（石垣島）間の定期旅客航路がない。



- 先島諸島から九州各県及び山口県へ、船舶による避難を行うためには、国民保護措置としての、避難住民の輸送に協力していただける
「近海区域を航行可能な船舶」
を確保する必要がある。

船舶安全法に基づく航行区域【沿海区域】

（船舶安全法施行規則第一条第7項）概ね本邦、樺太本島及び朝鮮半島の各海岸から20海里以内の水域



出典：国土交通省中国運輸局ホームページ（吹出は担当で追加）

近海区域（沖縄本島-宮古島間）を航行できる船舶の確保

訓練用

- まずは、国民保護法に基づき国民保護措置を実施する責務を有する指定公共機関、指定地方公共機関である民間の船舶事業者に関して調整を行った。
- 検討結果は下表のとおりであり、沖縄県内での確保は厳しく、壱岐・対馬フェリー（株）から協力の意向を、また、確認させていただいている状況。

航路事業種別	県内		県外	
	種別と事業者名称	検討状況	種別	検討状況
旅客定期航路事業者	指定公共機関 ・該当なし	指定時の経緯から、許認可を受けた定期航路以外への協力に関しては、現状、理解と協力を得ることは困難であった。	指定公共機関 ・該当なし	左記県内と同じ。
	指定地方公共機関 ・久米商船株式会社 ・大東海運株式会社 ・合資会社多良間海運 ・八重山観光フェリー株式会社 ・有限会社安栄観光 ・合資会社福山海運		指定地方公共機関 ＜鹿児島県＞ ・マリックスライン：クイーンコーラルプラス クイーンコーラルクロス ・奄美海運：フェリーきかい フェリーあまみ ※那覇-鹿児島の定期航路あり	
	上記以外 ・該当なし		上記以外 ・不明	不明（調査・確認が困難）
旅客不定期航路事業者	指定公共機関 ・該当なし	事態対処法施行令第3条第37号ハで一般旅客定期航路事業者であることが要件のため、該当なし	指定公共機関 ・該当なし	事態対処法施行令第3条第37号ハで一般旅客定期航路事業者であることが要件のため、該当なし
	指定地方公共機関 ・該当なし	県による指定なし	指定地方公共機関 ・ 壱岐・対馬フェリー株式会社 （福岡県・長崎県）	前回会議で壱岐・対馬フェリー株式会社の「 みかさ 」の協力をいただいている意向を確認。
	上記以外 ・該当なし	該当なし （沖総局運輸部確認）	上記以外 ・クルーズ船の可能性を検討 ・練習船、実習船の可能性を検討 （東海大の調査船） （（独）海技教育機構の練習船） ・ ピースウィンズ・ジャパン （災害医療支援船）	クルーズ船については、国外を航行中であり、協力を得ることは困難とのこと。 練習船、実習船についても同様の状況であった。 一方、ピースウィンズ・ジャパンの 災害医療支援船「Power of Change」 について、調整を試みているところ。

- 指定公共機関、指定地方公共機関等の民間の船舶事業者による「近海区域（沖縄本島-宮古島間）を航行できる船舶」の確保については、**吉岐・対馬フェリー株式会社「みかさ」**が候補としてあげられる。また、**特定非営利活動法人ピースウィンズ・ジャパンの災害医療支援船「Power of Change」**について、調整中。
- 先島諸島12万人の住民避難の際に、船舶輸送力の不足が見込まれることから、**更なる候補船を検討する必要あり**。



- 沖縄県では、近海区域から遠洋区域（国際航海）まで航行することができる沖縄県立高等学校実習船「海邦丸」を保有しているが、国外実習中の可能性があり、住民避難に活用することは現状として課題がある。



- **第十一管区海上保安本部**を通して**海上保安庁**に対し、また、**第15旅団陸上自衛隊**を通して**防衛省**に対し、協力を打診中

近海区域（沖縄本島-宮古島間）を航行できる候補船舶

訓練用

- 以下の候補船舶の乗船可能人員を合計すると約1,700人。
- 石垣・宮古～那覇間を2日で1往復すると仮定した場合、石垣及び宮古の各港で1日あたりに乗船可能な最大人数は、1/4の**420人/日**程度と試算。

	民間チャーター船	NPO法人保有船	県実習船	自衛隊PFI船	海保巡視船
船名	みかさ 	Powre of Change 	海邦丸 	ナッチャンworld  はくおう 	PL型巡視船(一例) 
船主	壱岐・対馬フェリー株式会社	ピースウィンズ・ジャパン	沖縄県立高等学校実習船	防衛省	海上保安庁
概要	総トン数 772トン 載貨重量 240トン 全 長 約77.80m 幅 12.50m 搭乗人員 185名(旅客) (近海仕様：最大) 乗組定員 10名	総トン数 3,453トン 載貨重量 1,231トン 全 長 68.0m 幅 17.4m 搭乗人員 船員11名、 旅客12名、 その他乗船者26名 約40名(旅客) (最大) ※登録上は沿海、近海仕様とする場合別途手続き必要 乗組定員 10名	総トン数 699トン 載貨重量 約350トン 全 長 約66m 幅 約10m 搭乗人員 89名(士官10名、 部員13名、教官4名、生徒62名) ≒約70名 ※40日間航行可能(食糧倉庫、シャワー等あり)	【ナッチャンworld】 総トン数 約10,500トン 全 長 約113m 幅 約30m 搭乗人員 約 500名(旅客) 車 両 普通車110台 大型車50台 【はくおう】 総トン数 約17,400トン 全 長 約199m 幅 約25m 搭乗人員 約 500名(旅客) 車 両 大型車約200台	近海区域において巡視船を旅客する場合において、以下の条件を満たす場合に限り、 最大限の臨時旅客を乗船可能なものと整理する方向 で海事局等と調整中 ①武力攻撃事態等の認定下 ②海保の巡視船2隻以上で 24時間未満 の運用、かつ、最大搭載人員分の救命胴衣、救命浮器等を搭載する場合
特徴	指定地方公共機関(福岡県・長崎県)	医療支援可能	確保可能性は実習航海の状況による(どこにいるかわからない。)	確保可能性は事態対処の状況による ※本訓練の想定下においては、自衛隊PFI船2隻(各500名) 海上保安庁巡視船2隻(各200名)が確保できたものとして仮置き	

2 要配慮者等の避難に係る調整

(1) 市町村ごとの人数把握（避難に配慮を要する方に対する行政支援の需要の把握）

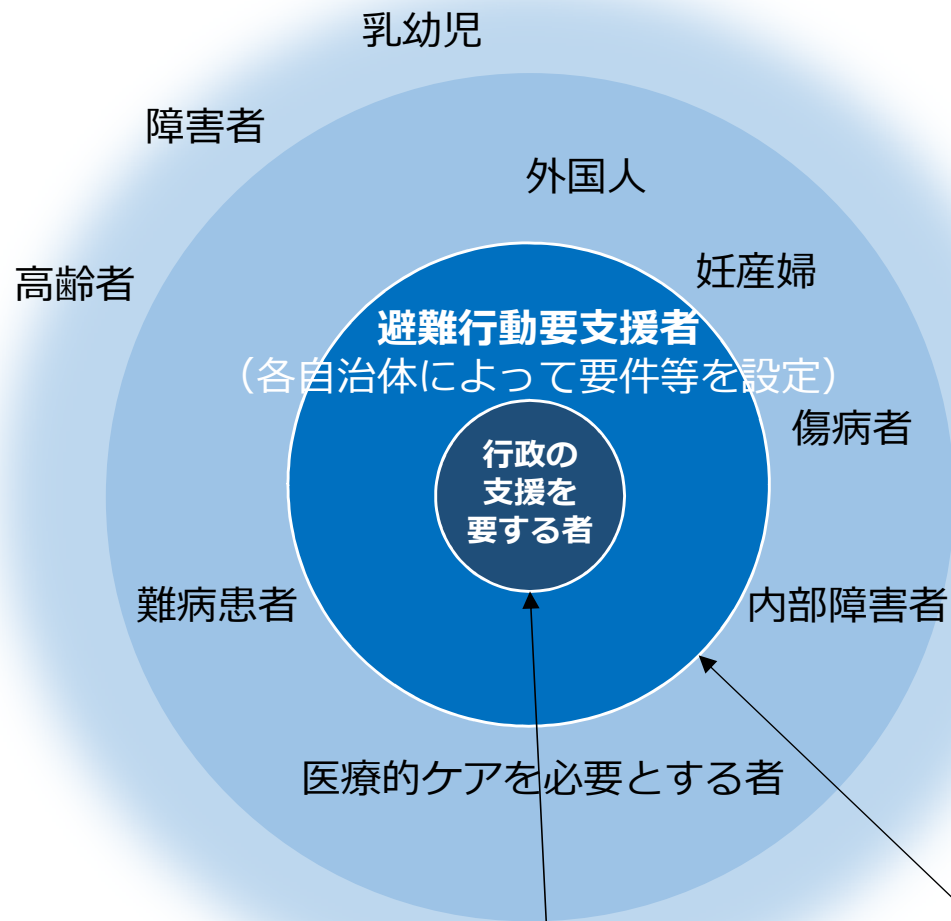
- ・ 在宅の方（高齢者、要介護者、障害者、継続医療が必要な方（在宅酸素、腹膜透析）など）
- ・ 入所の方（社会福祉施設、医療機関等、重担送・担送・護送・独歩の別など）

(2) 搬送先調整要領の案出

- ・ 要配慮者の広域避難に関する調整の流れを整理・具体化

(3) 具体的な対応の流れや避難誘導要領案の案出

- ・ 医療機関、社会福祉施設における避難の流れ
- ・ 在宅酸素患者、在宅腹膜透析患者の搬送要領



国民保護に係る住民の広域避難の調整に際しては、特に行政の支援を要する者を区別して把握

国民保護法第9条第1項

国民の保護のための措置を実施するに当たっては、**高齢者、障害者その他特に配慮を要する者**の保護について留意しなければならない。

【国民保護法逐条解説】

高齢者、障害者等いわゆる社会的弱者の保護について、国、地方公共団体等が国民の保護のための措置を実施するに当たっては、留意しなければならないことを規定したものである。

「その他特に配慮を要する者」とは、身体上又は精神上の理由その他の理由により自らの置かれている状況を理解し、判断し、適切に行動することが困難な者をいい、例えば、**病人、乳幼児**がこれに該当するものと考えている。

災害対策基本法第8条第2項15号（要配慮者）

高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者

【災対法逐条解説】

要配慮者の具体的範囲は場合により異なるが、**高齢者、障害者、乳幼児のほか、妊婦、外国人等**が具体的に実施される施策に応じて含まれることとなる。

【福祉避難所の確保・運営ガイドライン（R3.5月改定）：災対法関係】

「その他の特に配慮を要する者」として、**妊産婦、傷病者、内部障害者、難病患者、医療的ケア（※）を必要とする者等**が想定される。

※医療的ケア：人工呼吸器や酸素供給装置、胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な者をいう。

災害対策基本法第49条の10（避難行動要支援者）

要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に**自ら避難することが困難な者であつて、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの**

※**避難行動要支援者の範囲は各自治体によって要件等を設定し、判断**

避難先地域



市町村ごとの人数把握（先島5市町村の在宅の要配慮者） ※精査中 訓練用

- 要配慮者のうち在宅の方については、各市町村で状況把握を行う。
- 宮古島市、石垣市は、人口が多く、作業に時間を要しており、現在確認中。
- 多良間村、竹富町及び与那国町の3町村で概ね集計を終えたところ、3町村あわせて
①要配慮者2,152人、②うち避難行動要支援者658人、③そのうち行政の支援を要する者53人
- それぞれの市町村における詳細については、各市町村の避難実施要領（案）で整理。

市町村名	宮古島市			多良間村			石垣市			竹富町			与那国町			合計 (宮古島市、石垣市の在宅を除く)		
要配慮者の区別	要配慮者	避難行動 要支援者	行政の 支援を 要する者	要配慮者	避難行動 要支援者	行政の 支援を 要する者	要配慮者	避難行動 要支援者	行政の 支援を 要する者	要配慮者	避難行動 要支援者	行政の 支援を 要する者	要配慮者	避難行動 要支援者	行政の 支援を 要する者	要配慮者	避難行動 要支援者	行政の 支援を 要する者
高齢者	確認中			344	32	24	確認中			1,000	313	0	372	127	5	1,716	472	29
要介護者				高齢者 に含む	高齢者 に含む	高齢者 に含む				104	36	5	39	23	7	143	59	12
認知症高齢者				-	-	-				-	-	-	-	-	-	0	0	0
身体障害者				3	3	3				120	50	5	54	23	3	177	76	11
知的障害者				1	1	1				18	2	0	5	0	0	24	3	1
精神障害者				2	2	0				14	3	0	1	1	0	17	6	0
指定難病				0	0	0				35	2	0	6	6	0	41	8	0
妊産婦				3	3	0				15	15	0	16	16	0	34	34	0
外国人				-	-	-				-	-	-	-	-	-	0	0	0
合計				353	41	28				1,306	421	10	493	196	15	2,152	658	53

※上表の人数は、現時点の集計人数であり、今後精査していく中で変動する可能性あり。

- 要配慮者のうち社会福祉施設（高齢者）の入所者については、各市町村で状況把握を行う。
- 避難体制の準備のため、健康状態により重担送、担送、護送及び独歩に区分して収集。
- 先島5市町村全てにおいて、概ね作業を終えたところ、あわせて
 - ①重担送54人、②担送212人、③護送731人、④独歩106人、合計1,103人
- 宮古、八重山圏域別は下表参照。市町村ごとの詳細は、市町村の避難実施要領（案）で整理。

圏域	(所在) 市町村名	担当機関（所管）		施設数	入所者数 (人)	重担送	担送	護送	独歩
		県or市町村	担当課						
宮古				23	512	18	56	396	42
	宮古島市	宮古島市	介護長寿課	22	512	18	56	396	42
	多良間村	多良間村	高齢者支援課	1	0	0	0	0	0
八重山				22	591	36	156	335	64
	石垣市	石垣市	住民福祉課	20	541	36	153	291	61
	竹富町	竹富町	福祉支援課	1	20	0	0	20	0
	与那国町	与那国町	長寿福祉課	1	30	0	3	24	3
合計				45	1,103	54	212	731	106

※上表の人数は、現時点の集計人数であり、今後精査していく中で変動する可能性あり。

- 重担送：呼吸器などが必要な重症患者であり搬送の際に2人以上（担架など）の介助者が必要な患者（場合によっては、医師又は看護師を帯同が必要）
- 担送：呼吸器などは必要ない患者であるが、搬送の際に2人以上（担架など）の介助者が必要な患者
- 護送：車椅子の方など、搬送の際に介助者が1人必要な患者
- 独歩：介助者がなくても、誘導があれば1人で移動でき、松葉杖や杖を使用している場合でも、階段の昇降ができる患者

- 要配慮者のうち社会福祉施設（障害者）の入所者については、各市町村で状況把握を行う。
- 避難体制の準備のため、健康状態により重担送、担送、護送及び独歩に区分して収集。
- 先島5市町村全てにおいて、概ね作業を終えたところ、あわせて
 - ①重担送0人、②担送25人、③護送124人、④独歩163人、合計312人
- 宮古、八重山圏域別は下表参照。市町村ごとの詳細は、市町村の避難実施要領（案）で整理。

圏域	(所在) 市町村名	担当機関（所管）		施設数	入所者数 (人)	重担送	担送	護送	独歩
		県or市町村	担当課						
宮古				8	152	0	10	55	87
	宮古島市	宮古島市	障がい福祉課	8	152	0	10	55	87
	多良間村	多良間村	-	0	-	-	-	-	-
八重山				12	160	0	15	69	76
	石垣市	石垣市	障がい福祉課	12	160	0	15	69	76
	竹富町	竹富町	-	0	-	-	-	-	-
	与那国町	与那国町	-	0	-	-	-	-	-
合計				20	312	0	25	124	163

※上表の人数は、現時点の集計人数であり、今後精査していく中で変動する可能性あり。

- 重担送：呼吸器などが必要な重症患者であり搬送の際に2人以上（担架など）の介助者が必要な患者（場合によっては、医師又は看護師を帯同が必要）
- 担送：呼吸器などは必要ない患者であるが、搬送の際に2人以上（担架など）の介助者が必要な患者
- 護送：車椅子の方など、搬送の際に介助者が1人必要な患者
- 独歩：介助者がなくても、誘導があれば1人で移動でき、松葉杖や杖を使用している場合でも、階段の昇降ができる患者

- 医療施設の入院患者については、県（医療政策課・病院事業局）で状況把握を行う。
- 避難体制の準備のため、健康状態により重担送、担送、護送及び独歩に区分して収集。
- 先島5市町村全てにおいて、概ね作業を終えたところ、あわせて
 - ①重担送27人、②担送307人、③護送455人、④独歩105人、合計894人
- 宮古、八重山圏域別は下表参照。市町村ごとの詳細は、市町村の避難実施要領（案）で整理。

圏域	（所在） 市町村名	担当機関（所管）		病床保有 医療施設数 （休診中、駐屯 地を除く）	入院 患者数 （人）	重担送	担送	護送	独歩
		県or市町村	担当課						
宮古				8	567	13	188	308	58
	宮古島市	県	県立以外：医療政策課 県立：病院事業局	8	567	13	188	308	58
	多良間村	-	-	0	-	-	-	-	-
八重山				6	327	14	119	147	47
	石垣市	県	県立以外：医療政策課 県立：病院事業局	5	327	14	119	147	47
	竹富町	-	-	0	-	-	-	-	-
	与那国町	県	県立以外：医療政策課	1	-	0	0	0	0
合計				14	894	27	307	455	105

※上表の人数は、現時点の集計人数であり、今後精査していく中で変動する可能性あり。

- 重担送：呼吸器などが必要な重症患者であり搬送の際に2人以上（担架など）の介助者が必要な患者（場合によっては、医師又は看護師を帯同が必要）
- 担送：呼吸器などは必要ない患者であるが、搬送の際に2人以上（担架など）の介助者が必要な患者
- 護送：車椅子の方など、搬送の際に介助者が1人必要な患者
- 独歩：介助者がなくても、誘導があれば1人で移動でき、松葉杖や杖を使用している場合でも、階段の昇降ができる患者

医療施設（病院等）からの避難の流れ（一案）

訓練用



社会福祉施設からの避難の流れ（一案）

訓練用

I 平素の備え

II 検討・調整フェーズ

III 実行フェーズ

ステップ0 体制整備

体制整備・各施設の取組支援

- ・役割・対応の流れの確認
- ・関係機関との連携強化
- ・受入施設等に関係する協定等の支援など

ステップ1 体制の確立

体制確保方針共有

- ・受入先と搬送手段の確保が焦点

ステップ2 入所者情報の整理

- ・受入施設のリスト抽出
- ・搬送手段確保
- ・経路確認

例)・ドクヘリ
・航空機
・高速船
・フェリー
・救急車
・バス
・福祉タクシー

ステップ3 避難先等の調整

- ・避難先の県対策本部と受入施設及び搬送手段の調整
- ・各施設のニーズ把握

総括班、企画班、関係機関（老施協、指定公共機関等）と調整

ステップ4 避難直前準備

〈本部内で活動方針共有〉

- ・搬送先、搬送手段の最終確認
- ・受入施設の現状確認
- ・特殊入所者の受入先確保状況の共有
- ・受入施設への支援検討
- ・県外からの備蓄搬送計画確認

ステップ5 避難誘導開始

避難誘導開始

- ・グループごとに誘導員が誘導（ハンドマイク等を使い、丁寧かつ明瞭に。）
- ・誘導員と施設責任者等との連絡体制を確保
- ・必要に応じ介助者や医療従事者等が車等に同乗
- ・特に避難誘導時の誘導員も含めた安全確保に留意（不測の事態が発生した際の早期周知）

ステップ6 避難先引継ぎ等

- ・避難先での引継ぎ
- ・避難元施設の保安全管理

- ・事前決められた連絡方法で家族等へ報告
- ・健康ケアとメンタル対策（心身の変調が激しい入所者は、医師等に相談の上、医療機関への受入要請も検討・調整

※予測事態認定後に調整を開始するのみならず、緊迫期に検討が始まることも十分ありうる。

社会福祉施設避難に係る実質的な調整の開始

武力攻撃予測事態認定

準備・事前確認段階

- ・役割分担表の作成
- ・連絡先一覧の作成(職員間・関係機関)
- ・入所者一覧表様式作成
- ・入所者引継カードの作成
- ・施設内マップの作成
- ・備蓄・持出品のリスト作成
- ・関係機関や近隣住民と関係構築
- ・教育・訓練の継続

- ・担当業務内容の確認・準備
- ・情報収集と共有

- ・役割分担表等により各職員の役割や対応等を確認
- ・関係機関から正確な情報を入手、入所者等へ正確かつ丁寧に伝え、入所者の動揺や不安を解消

入所者情報の整理

- ・グループ分け（重担、担送、護送、独歩）
- ・一覧表の作成
- ・家族への説明（可能な範囲で）

避難先・避難手段の調整

- ・一覧表を市町村経由で県へ送付
- ・県子ども生活福祉部に避難先施設の調整依頼（連携施設がある場合も連絡は入れる）
- ・必要となる搬送手段（車両種別、台数等）を要請

避難直前準備

- ・段取り及び入所者情報の最終確認と関係機関等への依頼・共有
- ・携行品（可搬型医療装置等含む）の準備
- ・関係機関の受入れ準備と受入れ開始、手順の打合せ（必要に応じ部分的なりハーサル、特に安全確保の手順等の確認に留意）

県子ども生活福祉部

現地社会福祉施設

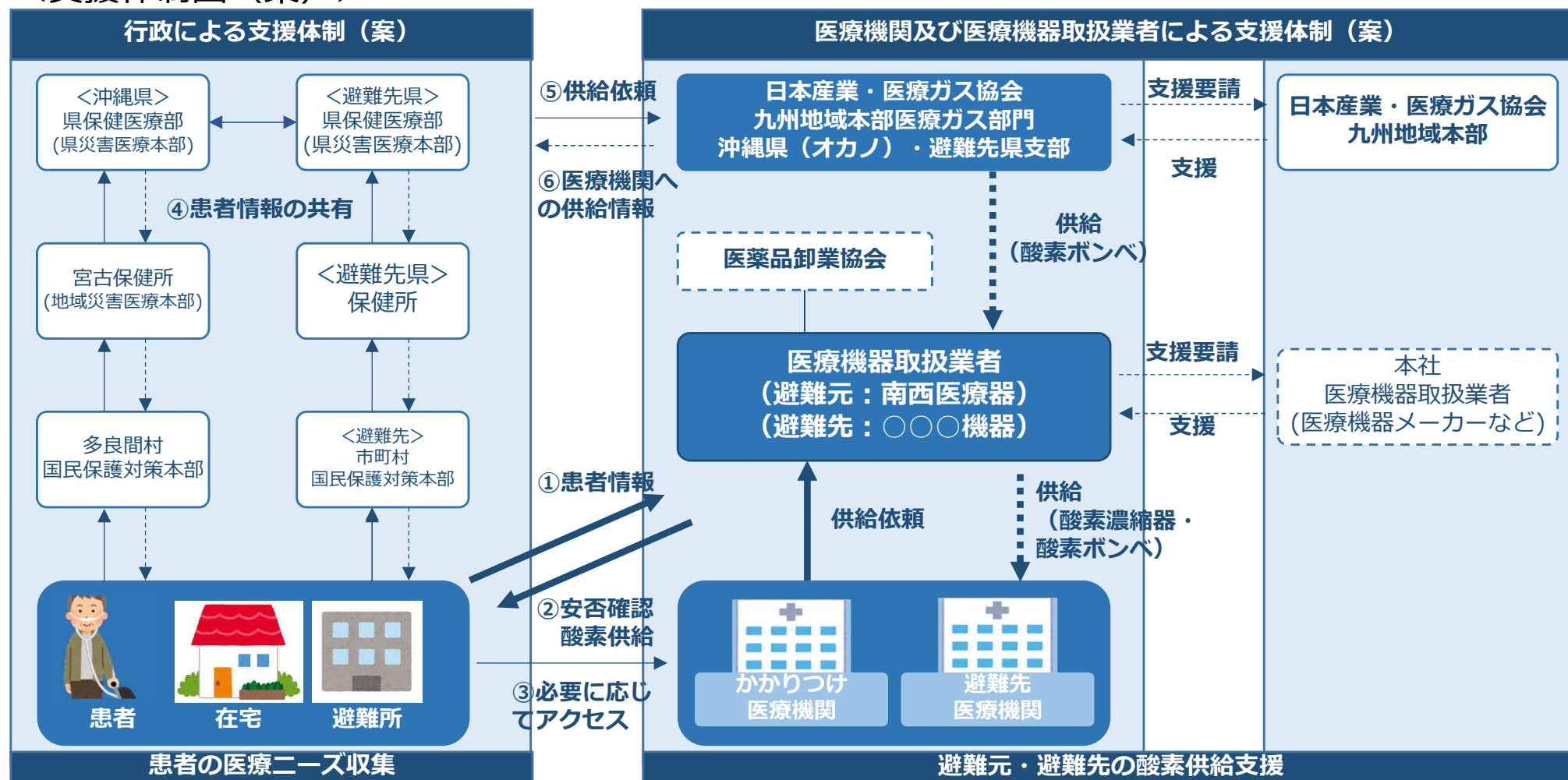
在宅酸素療法患者の避難の流れ（一案：多良間村の場合の検討）

訓練用

対応方針（案）＝搬送計画策定の条件

- 1 事前に作成した搬送計画（案）に基づき避難（搬送）する。
- 2 酸素濃縮器の電源確保のため**船舶により避難**し、避難先においても在宅酸素が可能な環境を確保する。
- 3 避難元と避難先の県、市町村、医療機関、医療機器取扱業者及び患者本人は、緊密に連携し、迅速に避難に関する二ーズに対応する。

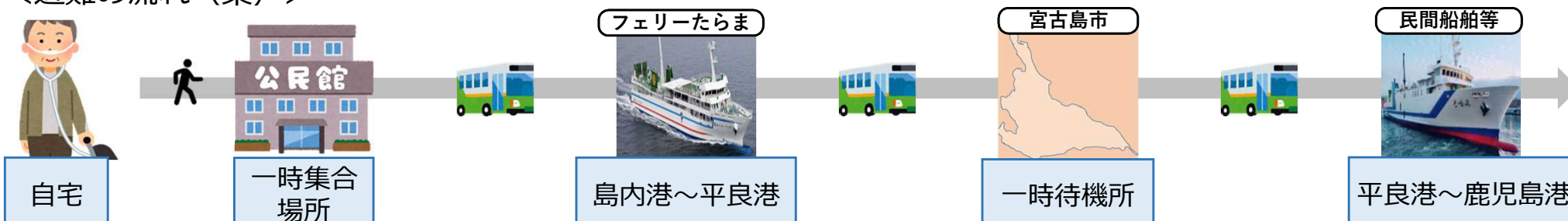
<支援体制図（案）>



I 平素の備え

- ・可能な範囲で予備の酸素ボンベや携帯用酸素ボンベを確保する。
- ・避難時には不安からパニック状態になると呼吸数が増加し、酸素消費量も増えるため腹式呼吸などの呼吸法の練習をしておくこと。
- ・酸素濃縮器から酸素ボンベへの切り替えの練習をしておくこと。
- ・医療機器取扱業者、かかりつけ医の連絡先を確認しておくこと。 等々

<避難の流れ（案）>



II 検討・調整フェーズ

- ・酸素濃縮器からボンベへの切替の練習
- ・かかりつけ医から紹介状を取得
- ・医療機器取扱業者から避難時の酸素ボンベを確保
- ・普段使いの酸素濃縮器の保守点検も依頼
- ・避難時に酸素濃縮器が壊れた場合のバックアップも見据えて酸素ボンベも用意

※手荷物条要件の緩和を想定。

III 実行フェーズ

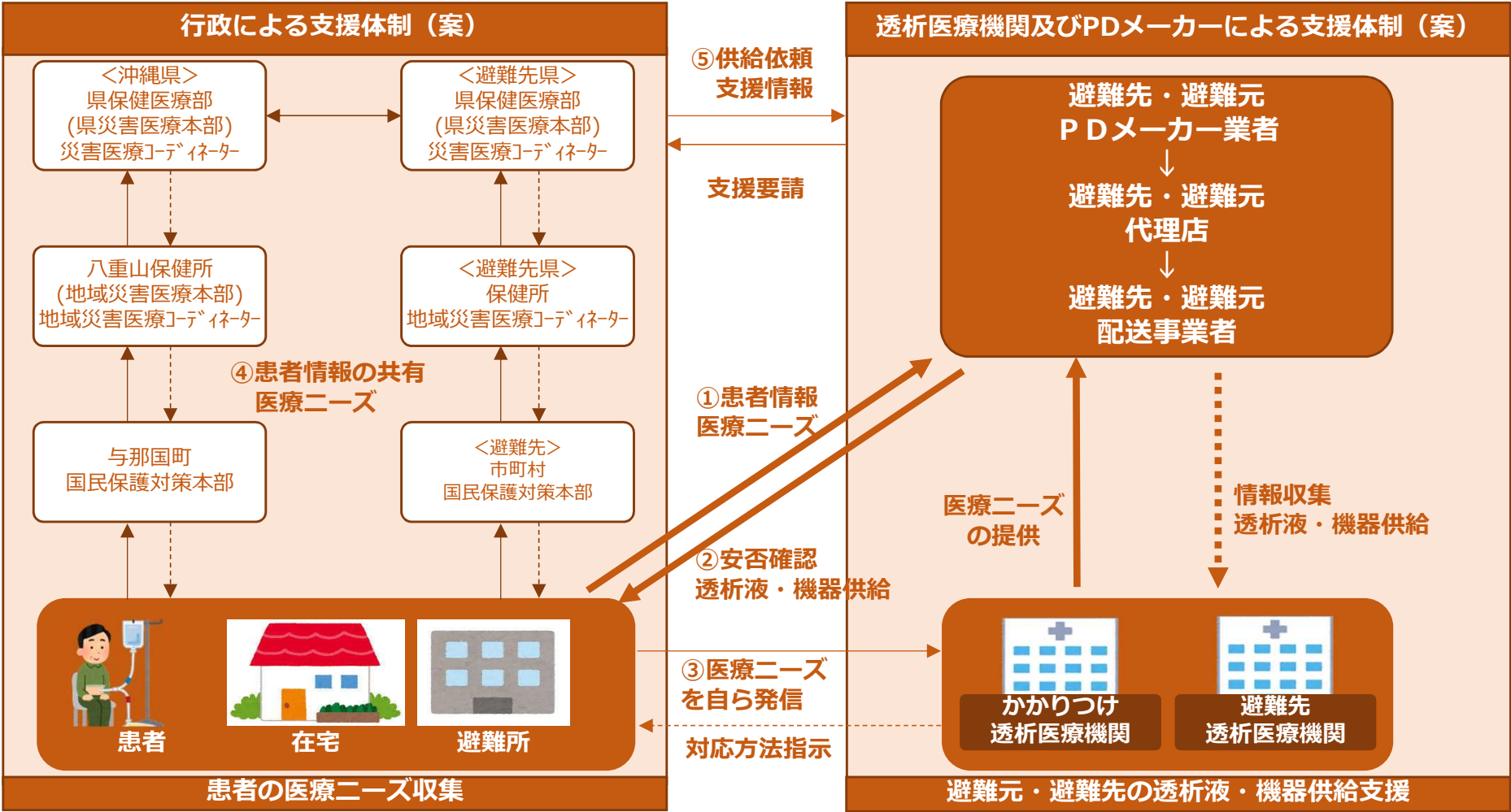
- ・普段使いの酸素濃縮器、酸素ボンベを持参
- <避難手順>

- ・自宅～一時集合場所：酸素ボンベ（徒歩）
（酸素濃縮器持参）
- ・一時集合場所で待機：酸素ボンベ
（電源あれば酸素濃縮器）
- ・一時避難所～乗船：酸素ボンベ（バス）
- ・乗船～下船（平良港）：酸素濃縮器
- ・下船～宮古島市待機所：酸素ボンベ（バス）
- ・宮古島市待機所：酸素濃縮器（ボンベ補充）
- ・待機所～平良港：酸素ボンベ（バス）
- ・平良港で乗船：民間船舶等で平良港から鹿児島港へ

対応方針（案）＝搬送計画策定の条件

- 1 事前に作成した搬送計画（案）に基づき避難（搬送）する。
- 2 避難前に透析を行った後、速やかに**航空機により避難**し、避難先において透析可能な環境を確保する。
- 3 避難元と避難先の県、市町村、透析医療機関、PD医療機器取扱業者及び患者本人は、緊密に連携し、迅速に避難ニーズに対応する。透析に特化したネットワークの下、災害医療コーディネーターがマネジメントを実施。

<支援体制図（案）>



I 平素の備え

- ・ かかりつけの透析医療機関との避難に係る連絡方法を確認しておく。
- ・ PDメーカー等のコールセンターの連絡先を確認しておく。
- ・ 透析液や交換キット類については、1週間分程度の余裕を持つようにする。（かかりつけ医と要相談）
- ・ かかりつけ医を受診できない場合の代替医療機関を決めておく。
- ・ 代替医療機関の受入体制を確認しておく。

<避難の流れ（案）>



II 検討・調整フェーズ

- ・ かかりつけ医から紹介状を取得
- ・ PDメーカー事業者から避難時の透析液を確保
- ・ 避難開始直前に透析を実施できるよう準備
- ・ 普段使いの透析機器の保守点検も依頼

※手荷物条要件の緩和を想定。

III 実行フェーズ

- ・ 避難開始直前に透析実施
- ・ 普段使いの透析機器・透析液を持参し避難開始

<避難手順>

- ・ 自宅 : 腹膜透析実施
- ・ 自宅 ~ 一時集合所 : 徒歩（一般の方と同じ）
(透析機器・透析液持参)
- ・ 一時集合場所の待機 : 一般の方と同じ
- ・ 一時集合場所～空港 : バス（一般の方と同じ）
- ・ 与那国空港で搭乗 : J T A機で福岡空港まで